兵庫県後期高齢者医療広域連合公告第31号

令和４年度医療費分析業務について制限付一般競争入札を行うので、兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第13号）第61条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和４年９月16日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長　　門　　康　彦

１　入札に付する事項
令和４年度医療費分析業務

２　業務概要
レセプトデータ等により被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状等を分析把握する業務。詳細については、入札説明書及び仕様書のとおり

３　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

（２）次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ア　兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　広域連合が実施した競争入札、公募抽選又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が広域連合と契約を締結すること又は広域連合との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　広域連合が実施した監督又は検査の実施に当たり広域連合の職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由なく広域連合との契約を履行しなかった者

カ　上記アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後３年を経過しない者を、広域連合との契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（３）個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。

法人その他の団体にあっては、その役員（法人以外の団体にあっては、これに相当する者）又はその支店、営業所等を代表する権限を有する者が暴力団員でないこと。

（４）入札参加申込書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載していないこと。

（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化している者でないこと。

（６）兵庫県又は兵庫県内の市町若しくは各都道府県の後期高齢者医療広域連合のいずれかの競争入札参加者名簿に登録されていること。

（７）入札参加資格申込書の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、兵庫県又は兵庫県内の市町若しくは各都道府県の後期高齢者医療広域連合のいずれかから業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

（８）平成 29 年度以降に、各都道府県の後期高齢者医療広域連合のいずれかと医療費分析に関する契約を締結し、当該契約を履行した実績があること

（９）プライバシーマーク等の情報セキュリティの関連認証を取得していること。

４　入札参加申込

入札への参加を希望する者は、令和４年９月 27 日(火)17 時までに、次の方法により申し込むこと。なお、詳細は、別添「入札説明書」のとおり。

（１）入札参加申込書の配布期間、場所、参加申込期間

ア　配布及び参加申込期間

令和４年９月 16 日(金)から令和４年９月 27 日(火)の 17 時まで

イ　場　所

兵庫県後期高齢者医療広域連合ホームページ　https://www.kouiki-hyogo.jp/

（２）提出書類

ア　入札参加申込書（Word ファイル）

イ　上記３の（６）が証明できる書類等の写し

ウ　上記３の（８）の業務実績に関する書類

エ　上記３の（９）が証明できる書類等の写し

※　入札参加資格に関して、別途広域連合から照会や関係書類の提出を求める場合がある。

（３）提出方法

ア　必要事項を記載した上記（２）の書類は、電子メールに添付し、上記（１）アの参加申込期間内に下記ウの送付先へ送付することにより提出すること。

イ　当該電子メールの件名には「**入札申込（医療費分析）**」と記載すること。

ウ　電子メールの送付先は、次のとおり。

兵庫県後期高齢者医療広域連合総務課総務係

アドレス：jimukyoku@kouiki-hyogo.jp

５　入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和４年 10 月４日(火)に通知する。

なお、承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

6　入札の日時及び場所

令和４年 10 月 11 日(火)　14 時 30 分から

神戸市中央区三宮町１丁目９番１-1201 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合　会議室

7　入札保証金等について

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則第 62 条第１項第２号により、入札保証金は免除する。

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上（当該金額が 1,000 万円を超える場合は、1,000 万円までは 100 分の 10、1,000 万円を超える部分については、100 分の７以上の額以上）とする。また、広域連合を被保険者とする履行保証保険契約等によることも可とする。

なお、兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則第 80 条第２項各号に該当する場合は、契約保証金を免除する場合がある。

8　無効な入札について

入札条件に違反した者又は入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

なお、次の各号の一に該当する場合も、無効とする。

（１）必要事項の記載がない（押印漏れを含む）場合

（２）入札金額を加除訂正した場合

（３）価格又はその他の点に関し、公正な競争を不当に妨害したと認められる場合

（４）同一人が２つ以上の入札を行った場合

（５）その他入札に関する条件に違反した場合

9　事業者の決定

ア　有効な入札書を提出した者のうち、予定価格内の入札価格を提示した入札者であって、最低価格の入札者を契約の相手とする。

イ　落札者となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者間でクジを引かせ、落札者を決定する。